

◎開会の宣告

(午前10時01分)

○議長（齋藤邦夫君） おはようございます。

定足数に達しましたので、ただ今から平成28年只見町議会9月会議を開会いたします。

上着の脱衣を許可いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（齋藤邦夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、9番、鈴木征君、10番、目黒仁也君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議長の諸般の報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第2、議長の諸般の報告を行います。

報告の内容は配付しました報告書のとおりであります。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎町長の行政諸報告

○議長（齋藤邦夫君） 日程第3、町長の行政諸報告を行います。

これを許可いたします。

町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） 行政諸報告を行います。

まず1点目は店舗火災についてであります。8月6日、只見町字沖で、午前1時、店舗火災が発生いたしました。幸いにも人的被害ありませんでしたし、物的被害も最小限に留まり、消防団員出動は133名を数えましたが、放水をするには至らず鎮火をいたしましたところであります。

次に、個人町県民税完納について。平成27年度の個人町県民税については、平成24年度から4年連続で収納率100パーセントとなり、8月10日、町長室において、個人県民税全納税者完納により県知事からの感謝状を受領いたしました。

次に、只見振興センターの建設状況について。4月18日に美馬建設株式会社を相手方として契約いたしました只見振興センター地盤改良事業は7月29日に完了いたしました。現在、本体の基礎工事に着手しております。

次に、町指定文化財について。平成28年7月19日、定例教育委員会において、町が寄贈を受けた神皇正統記只見本1点を只見町文化財保護条例第4条に基づき只見町指定有形文化財に指定いたしました。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） これで行政諸報告は終わりました。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議案の一括上程

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第4、議案一括上程を行います。

議案第66号から報告第11号までを一括上程をいたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎提案理由の説明

○議長（齋藤邦夫君） 日程第5、町長に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 目黒吉久君 登壇〕

○町長（目黒吉久君） ただ今、平成28年只見町議会9月会議に提出いたしました議案につきまして一括上程されましたので、審議に先立ち提案理由をご説明いたします。

議案第66号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、只見町立小学校の在り方について意見を交換し、課題を整理するための検討懇談会を設置するための委員報酬追加の改正等をお願いするものであります。

議案第67号 平成28年度只見町一般会計補正予算（第3号）につきましては、歳入では個人住民税の課税確定による町税の増額、普通交付税額の確定による増額、町有林の生産物売払いによる財産収入の増、財政調整基金、減債基金の繰入減額が主な内容でございます。

次に歳出について主なものを申し上げます。

総務費ではJR只見線全線再開通事業費の追加、情報セキュリティ強化対策やマイナンバー制度関連経費の増をお願いしております。衛生費では10月から法定化となりますB型肝炎ワクチン接種委託料、浄化槽設置のための補助金等をお願いしております。商工費では河井継之助関連テレビ番組制作の広告料、宿泊・飲食事業持続化創業支援補助金の増額をお願いしております。土木費では降雪期に備え、町道除雪等の予算増額を例年この時期にお願いしております。また、河川維持補修、公営住宅退去修繕等にかかる予算もお願いしております。教育費につきましては奥会津学習センター増築に伴う初度調弁消耗品及び備品、給食センターの調理用器具更新のための予算をお願いしております。これにより、今回の補正予算額（第3号）は約1億9,300万円の増額で、補正額を加えた今年度の一般会計予算額は62億4,100万円余となります。

議案第68号 平成28年度只見町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。歳入では国庫支出金といたしまして直診勘定分の特別調整交付金の増額、退職者分の療養給付費交付金増額、一般会計からの出産育児一時金繰入の増額を行い、歳出は退職被保険者等医療費及び出産育児一時金の増額、保険税還付や過年度精算による償還金と予備費を補正する内容でございます。

議案第69号 平成28年度只見町国民健康保険施設特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入では一般会計繰入金金の減額と国民健康保険事業特別会計からの繰入金増額を、歳出では施設修繕料増額の予算等をお願いしております。

議案第70号 平成28年度只見町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）ですが、

歳入は前年度繰越金、歳出は普通徴収納付書印刷費用の増額をお願いしております。

議案第71号 平成28年度只見町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、歳入では調整交付金の増額と地域支援事業交付金の減額を、歳出では地域づくりサロン事業補助金の増額、国庫及び県費負担金等の償還金の増額、予備費での調整をお願いする内容でございます。

議案第72号 平成28年度介護老人保健施設特別会計補正予算（第1号）ですが、歳入は介護老人保健施設運営基金からの繰入金、歳出は施設運営管理委託料とリハビリテーション業務委託料が主な内容でございます。

認定第1号から認定第13号までの13議案は、各会計の平成27年度決算の認定をお願いするものでございます。一般会計、特別会計を含めた総額は歳入で96億1,900万円余、歳出が92億5,600万円余で、歳入歳出差引額は3億6,200万円余になっております。なお、各会計の歳計剰余金につきましては6月会議で報告したとおり処理をしております。

次に各会計の特徴点を申し上げます。

一般会計につきましては、町税は前年度対比で3.9パーセント減額となりました。税目別では町民税が個人・法人ともに減で合わせて7.0パーセントの減額、固定資産税は大規模償却資産分の減による影響が大きく3.1パーセントの減額となりました。各種交付金は消費税率8パーセントへの引き上げにより、地方消費税交付金が66.0パーセントの増となりました。地方交付税は前年度との決算額対比では約9,100万円、3.3パーセントの減でありましたが、歳入決算額に占める割合ですと前年度の43.4パーセントから40.0パーセントとなっております。国庫支出金は消防費補助金の減や翌年度への繰越が大きく、全体では前年比32.8パーセントの減額となりました。県支出金はあさくさホームに係る補助金等により前年対比で18.5パーセントの増となりました。財産収入は有価証券売払があったことから前年比7,700万円余、228.8パーセントの増となりました。寄付金はふるさと納税の増により前年比1,000万円余、272.0パーセントの増となりました。町債は集会施設整備事業、除雪機械整備事業等による起債額の増により、前年比54.9パーセントの増額となりました。

歳出ですが、目的別に主なものを申し上げます。

まず、総務費は22.5パーセントの増になりましたが、これは子育て支援・少子化対策

推進基金の造成、公共施設等再整備基金積立金によるものであります。次に、民生費は1.3パーセントの減ですが、主に豪雨災害復興基金被災者生活再建支援金の減によるものであります。衛生費は17.8パーセントの増となりましたが、これは只見統合簡易水道機能強化事業による簡易水道特別会計繰出金の増によるものであります。農林水産業費は9.7パーセントの増となりましたが、主に農業施設防災対策事業、復旧治山事業によるものであります。商工費は3.2パーセントの減ですが、中小企業等豪雨災害復旧・復興支援補助金の減によるものであります。土木費は48.6パーセントの増となりましたが、道路維持費の除雪機械の更新、道路新設改良及び集会施設整備によるものであります。消防費は46.7パーセントの減となりましたが、これは防災用無線LANネットワーク整備の完了によるものであります。

次に性質別に申し上げます。

義務的経費につきましては、前年度と比較し7.8パーセントの減額となりました。内訳別では人件費が2.5パーセントの増、公債費が1.0パーセントの増となっております。扶助費は45.4パーセントの減となりましたが、これは豪雨災害復興基金被災者生活再建支援金の減額によるものであります。

投資的経費につきましては、決算額構成比は21.7パーセントを占め、内訳別では普通建設事業費が15.5パーセント、災害復旧事業費が6.2パーセントとなっております。また、普通建設事業費のうち単独事業費は11.5パーセントであります。財政運営上の各係数のうち代表的な経常収支比率は73.5パーセントで対前年度比1.7パーセント減となっております。

また、財政健全化審査による各指標は適正であると監査委員からご報告をいただいております。実質公債費比率3ヵ年平均についても改善を図り、県内59市町村中5番目に低い比率でしたが、引き続き平成27年度も更に0.6ポイントの改善を図り、その比率は2.9パーセントとなったところであります。

公債費に充当された一般財源の比率を示す数値である公債費負担比率につきましては9.4パーセントとなり、財政運営上危険ラインとされる20パーセントを下回っております。

地方債の残高は一般会計で43億2,800万円余になり、前年度比約5億5,100万円の増、特別会計を含む全会計では3億9,900万円余の増額となったところであります。

このように財政分析の各数値からも財政の健全化は堅持されている状況が示されてお

ます。ユネスコエコパーク登録を契機とし魅力ある町づくりを目指し、人口減少や産業振興対策等、地域の課題解決に重点的に取り組んでいく所存でありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入の国民健康保険税は前年度比で一般被保険者分、退職被保険者分とも減額となったため、保険税としては6.0パーセントの減となりました。歳出では保険財政共同安定化事業に伴う共同事業拠出金が前年度比116.9パーセント増加しております。

国民健康保険施設特別会計につきましては、診療収入は入院収入が14.6パーセント、外来収入が2.7パーセントそれぞれ伸び、全体では4.2パーセントの増となりました。繰入金は国からの特別調整交付金が62.4パーセントの増加となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、ほぼ計画どおりの決算となり、後期高齢者医療広域連合納付金については0.2パーセントの減となりました。また、後期高齢者医療保険料については4.3パーセントの減となりました。

介護保険事業特別会計につきましては、保険給付費全体では前年度比3.1パーセントの増となった中で、保険給付内容別では介護サービス等諸費が1.9パーセント、高額介護サービス等費が5.2パーセント、特定入所者介護サービス等費が29.4パーセントそれぞれ伸びております。

介護老人保健施設特別会計につきましては、サービス収入全体では前年度比6.7パーセントの減となりました。サービス収入別では居宅介護サービスが2.9パーセント減、施設介護サービスは13.1パーセントの減となりました。

訪問看護ステーション特別会計につきましては、訪問看護療養費が前年度比22.5パーセントの減額とともに、一般会計からの繰入金も2.9パーセント減額し、決算いたしました。

地域包括支援センター特別会計につきましては、サービス収入の予防給付費収入が5.4パーセントの増額、一般会計からの繰入金は前年度とほぼ同額で決算いたしました。

簡易水道特別会計につきましては、水道使用料が前年度比1.1パーセントの減となりました。歳出では設備整備費が70.3パーセントの増額となっておりますが、これは統合簡易水道機能強化事業の熊亀・小林施設連絡管布設工事によるものであります。

観光施設事業特別会計につきましては、歳出のうち、只見スキー場管理費につきましては

15.4パーセントの増になりました。これは施設維持補修工事の増によるものです。保養センター管理費につきましては43.5パーセントの減になりました。これは施設改修工事の完了によるものであります。

交流施設特別会計につきましては、歳出の交流施設費が29.2パーセントの増額になりました。これは照明設備のLED化等によるものであります。

集落排水事業特別会計につきましては、施設使用料が前年度比3.0パーセントの減額となりました。歳出では施設整備費が11.3パーセントの増額となっておりますが、これは長浜地区の集落排水施設機能強化工事によるものであります。

朝日財産区特別会計につきましては、財産収入、繰越金を財源として財産区の管理業務を行いました。

以上、一括上程されました議案の概要を説明申し上げましたので、よろしくご審議下さるようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（齋藤邦夫君） 提案理由の説明は終わりました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎特別委員会調査報告について

○議長（齋藤邦夫君） 日程第6、特別委員会調査報告について。

本件につきましては、6月17日において特別委員会を設置し、付託した案件であります。今議会において調査結果報告が提出されております。

庁舎建設に係る特別委員会、調査特別委員会、酒井右一委員長の報告を求めます。

委員長は登壇願います。

1番、酒井右一君。

〔役場庁舎建設に係る調査特別委員会委員長 酒井右一君 登壇〕

○役場庁舎建設に係る調査特別委員会委員長（酒井右一君） それでは、先ほど議長より本会議に委託されました役場庁舎建設に係る調査特別委員会。これの報告をいたします。

本会議によって付託された調査事件について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定によって報告いたします。

調査事項。庁舎建設に係る不落・不調の原因に関する調査。調査日、平成28年6月17日、それから6月29日、7月15日、8月1日、8月10日、8月30日。6月17日については委員会の組織ができて、その折にそれぞれ皆さん、課題とっておられることを文書、メモによって提出していただくということにいたしております。6月29日は全部提出されたメモの仕分けをしまして、インデックス化をして細かく説明するという状況になったわけでありまして、6月29日に引き続いて、7月15日には皆さんから出てまいりました70数件によります課題について、皆さんと分析をしまして、何が問題かを洗いました。8月1日、8月10日。この二日については関係当局の執行機関、補助機関の説明員を呼びまして内容について精査、吟味いたしました。8月30日。その結果に基づいて最終的に委員会の意思を決定いたしました。その後、今日に至るわけでありまして、それが経過であります。出席委員は議長を除く全員の委員であります。3番、調査経過並びに検証結果。役場庁舎利用者の危険回避を最優先として、平成24年3月、役場機能暫定移転を議決した。その後、庁舎基本計画の予算化、平成24年度の全国公募開始から平成25年度、平成26年度と検討期間を経て、平成27年度に庁舎建築予算14億円が計上され議決いたしました。しかし、入札の不落、不調が続いた後、平成27年度最終補正予算には庁舎現設計の変更設計予算が計上されたが、議決機関により予算は修正削除された。また、同時に現計予算も全額削除され、当初の役場庁舎建設関連予算は一部執行されたものの、現時点で全ての予算が白紙となった。結局、現設計での庁舎建築は不可能となった。こうした一連の事案や経過を当委員会が検証した結果、その原因は豪雪寒冷地帯の地域特性によるものや、当時の社会経済情勢、あるいは議決機関と執行機関の見解の違い、さらに執行機関の強引な事務執行等が相互に災いしたものだ。そして庁舎建築という最終帰結には至らなかった。次ページです。その結果、成果の伴わない予算支出を産み出すことになり、貴重な町費と労力を無益に失うこととなった。結果として執行機関には極めて重い責任がある。特筆すべき原因には、議決に対する執行機関の認識に間違いがあった。さらに、随所における執行機関の不適切な事務事業の執行があったことを報告する。それは別に添付した庁舎建設に係る調査特別委員会の調査結果で明らかにした。今回の調査結果については、今後の庁舎建設事業を進めるうえで反省材料として活かすべきと考える。また、8月1日、執行機関の求めに応じ開催された議会全員協議会では、現計画での庁舎建築の是非について、議員各位の意見は大方、このまま進めるべきではないとしたものであります。

尚、この文書を説明するうえで、法令、条文等、制度を非常に多用しておりますので、条文あるいは制度の中に出てきておる表現そのまま使っております。議決機関というのは俗に言う議会のことでありまして、執行機関というのは俗に町執行部、町長であります。執行機関の補助たる職員の事務というのは、一般職職員であります。そのようなことで非常に硬い文書になっておりますが、これを報告いたします。

続きまして、別紙、庁舎に係る調査委員会の調査結果として、細かい点について挙げております。別冊のこれでありまして。議長を除く全員の委員会で説明しておりますのでおわかりになると思います。この構成は、はじめにという部分がありまして、これが2ページです。それからⅡとして、当委員会調査の端緒ということで、なんでこういうことになってしまったのかということが2ページであります。さらに、当委員会で各種抽出した課題、さらに説明、いわゆる説明員からの説明によって判然としない、理解し難いものについては7項目あったということでありまして。最後に総括が14ページであります。

議長、朗読しましょうか。委員会ではやっております。

○議長（齋藤邦夫君） はい、やってください。

○役場庁舎建設に係る調査特別委員会委員長（酒井右一君） では、朗読します。

まず2ページであります。庁舎建設に係る調査特別委員会の調査結果。1、はじめに。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長にお尋ねしますけれども、どこを朗読ということですか。今、朗読するというのは。全てということではなくて、

〔「これ、省略」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 省略でよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） じゃあ、省略してください。

○役場庁舎建設に係る調査特別委員会委員長（酒井右一君） それでは、総括部分だけ。

○議長（齋藤邦夫君） はい。

○役場庁舎建設に係る調査特別委員会委員長（酒井右一君） それでは、14ページの総括という部分であります。

総括。当委員会はその目的達成のために種々の調査をしてきた。その過程においては、執行機関や委託事務事業者の事務・事業にかかる努力も理解できないわけではない。しかし、議会は、議決と議決した案件の成果を評価するしか権限を持ちません。また、地方自治法に

において決算の認定は議会の大権としています。自治法1章であります。したがって、議会の大権である決算を認定する権限。これを越える総括や表現については委員会の権限外といたしました。調査は、平成24年3月15日、役場庁舎暫定移転の議決以降、これまでの執行機関の事務が、地方自治法第138条の2に定める執行機関の義務を誠実に執行したかどうか。これを調査することに尽きるものと考えます。調査した課題の中には、地方自治体の議決機関や執行機関の意義・定義に関わる調査案件もあり、自治体の根本を問う課題もありました。それは委員会の時に、またはこの冒頭に書いてあるとおりであります。また、庁舎設計にあたり設計を全国公募したり、設計者と発注者の間に支援委託業務があることにはメリットだけでなくデメリットもあることにも目を向けるべきだったと。役場庁舎建設に係る事務の執行及び予算措置は、地方自治法や地方財政法、これら法律から派生している市町村事務提要・財務規則等を参照しながら検証すると、不適切な事務事業が執行されたと判断せざるを得ない。例を挙げれば、年間の町民税に相当する規模の委託料が、その目的を達せないまま支払われ、14億円以上に上る庁舎建設費が執行されないで年度末に予算から減額されるなど、地方自治法や地方財政法の理念には遠いところで行政執行がされた。それは結果として成果の伴わない予算を産み出すことになり、貴重な町費を無益に失うことになった。その額はおよそ1億2,000万円に上る。庁舎建設に係る予算の執行や事務事業は、地方自治法第138条の2に規定する法の理念を十分達成できず、法の支配を逸脱したと言わざるを得ない。

参考例文は、138条の2は下に引用してあります。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、委員長報告は終わりました。

この報告につきまして、少数意見の留保ございますか。委員長にお尋ねしますが。

○役場庁舎建設に係る調査特別委員会委員長（酒井右一君） 少数意見はありません。

○議長（齋藤邦夫君） それでは、この内容について、特にございませんか。

9番、鈴木征君。

内容はどのような内容ですか。

○9番（鈴木 征君） 内容はですね、この報告書については私はこれでよかろうというふうに申しましたけれども、一昨日ね、この問題について、経済東北の中で、この、今、1番議員が報告された内容の、まず同じような、東北政経に掲載されて、町内、県内、あるいは東

北、全国的に、この経済東北が読まれている人は、私はね、申し上げたいのは、6月いつかに、特別委員会つくって、5回も6回も審議した我々に、委員長はどう思われるのか。どう思われるのかというのは、この報告を待たない限りは、私はこの内容には触れなくなかったんですけども、経済東北に掲載されているということは、私ども、一議員として、私ども議員が審議した結果、委員長が今日、報告されたわけなんです。それ前に、報告前に、東北政経にこれと同じようなこと載っているということは、この町議員の中から漏らした内容であろうというふうに思うんですよ。これだけ大事な、また時間をかけて、報告まとめてくれたあなたに、私は委員長に敬意を、感謝申し上げます。感謝申し上げますけれども、最後、なんですか、経済東北に全国的に、この報告書の内容を掲載されているということに対しては、私は議長にもお聞きしたんですけども、委員長にお尋ねします。

〔「何を」と呼ぶ者あり〕

○9番（鈴木 征君） 何をでねえ。私言いたいのは、報告書を待って、そして当局に、こういう内容を議会はまとめたよと、真摯に受け止めてくれよという文書を作ったにも関わらず、もう当局も、町民も、この内容を多く知り得ていることは、議会は何をやってきたのかということが残念でならないんですよ。一応申し上げておきます。

○議長（齋藤邦夫君） まあ、この件…

委員長のほうから、何かコメントがあれば。

○役場庁舎建設に係る調査特別委員会委員長（酒井右一君） いや、私は特別ないんです。

ただ、会議規則と町村議会の運営基準に関する（聴き取り不能）。

〔「政経東北でした」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） これは報告の過程で、そういった情報の漏れがあったということでございますけれども、委員長報告についての、内容についての報告の結果。これについてのご意見ございませんか。

なければ、これについての質疑は打ち切りますが、よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ただ今の付託案件については、委員長の調査報告のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○役場庁舎建設に係る調査特別委員会委員長（酒井右一君） ひとつ、答えなければならないことがあります。

○議長（齋藤邦夫君） 発言を許可します。

○役場庁舎建設に係る調査特別委員会委員長（酒井右一君） 某なんとか誌というものに出たかどうかは一切私はわかりません。わかりませんし、出るはずがないと思っております。これは委員長として、その週刊誌に接触したこともありませんし、何も承知いたしておりません。でありますから、委員長報告、非常にシンプルな形で行わせていただきました。

ありがとうございました。

○議長（齋藤邦夫君） ご異議なしと認めまして、これで庁舎建設に係る調査特別委員長の調査報告は終わります。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎各委員会の所管事務調査報告について

○議長（齋藤邦夫君） 続いて、日程第7、各委員会所管事務調査報告について、各委員会の調査結果報告を求めます。

最初に、総務厚生常任委員会、中野大徳委員長の報告を求めます。

委員長は登壇願います。

5番、中野大徳君。

〔総務厚生常任委員長 中野大徳君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（中野大徳君） 総務厚生常任委員会調査報告。

本委員会の所管事務調査事項について、調査経過並びに結果を下記のとおり報告いたします。

記。1としまして、所管事務調査事項。（1）行財政に関する調査、（2）民生に関する調査、（3）保健、福祉に関する調査、（4）JR只見線の早期全線復旧に関する調査。

2番、調査の経過及び結果。調査事項、所管事務に関する調査。（2）調査方法、事務調査。

（3）調査日、8月5日、8月22日。（4）出席委員は下記のとおりでございます。

3、調査結果及び意見。委員会では継続して所管各課より今年度の事業を調査した。特に

は空き家バンクの設立であり、アンケートのとりまとめやホームページアップのための検討を行い、本年末に向けた設立に着々と進行していることを確認しており、12月会議には正式な報告ができるものと委員会では認識している。今後もそれぞれの進捗状況について調査研究を行うこととする。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長報告は終わりました。

ただ今の委員長報告に対して、何かお聞きしたいことございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

それでは、これをもって報告済みといたします。

続いて、経済文教常任委員会、大塚純一郎委員長の報告を求めます。

委員長は登壇願います。

2番、大塚純一郎君。

〔経済文教常任委員長 大塚純一郎君 登壇〕

○経済文教常任委員長（大塚純一郎君） それでは、経済文教常任委員会の所管事務調査事項について、調査経過並びに結果を報告書に基づきまして報告いたします。

1、調査事項。（1）地域産業の振興に関する調査、（2）生活環境の振興に関する調査、（3）教育の振興に関する調査、（4）観光施設、交流施設の設置目的の検証と利活用に関する調査、（5）JR只見線の早期全線復旧に関する調査の5項目であります。

2として、調査の経過及び結果。（1）調査事項、生活環境の振興に関する調査、地域産業の振興に関する調査の2点であります。調査方法は現地調査、事務調査であります。（3）調査日、7月15日、7月21日、8月19日。（4）出席委員は記載の委員でございます。

3として、調査結果及び意見。委員会では、付託されました陳情審査を含む現地調査を行いました。黒谷区長から提出されました集落水道の町管理、天堂沢の改修については、現地での地元関係者や水道組合の関係者などと協議をし、集落の実態等を考慮したうえで早急な実現を目指し取り組むべきものとみております。今後、町当局と地元関係者による協議状況や事業実施スケジュールなどを確認して進めていきたい。なお、集落水道については、昨年度、布沢区・塩ノ岐区・坂田区から給水施設整備支援と受益者負担金の軽減について陳情が出され、議会において本年3月に採択としましたが、未だに集落との協議がなされていない。

町当局には早急な対応を求めている。また、いわなの里の運営状況を視察いたしました。災害等により営業困難な状況に陥っていましたが、経営者本人は再開意欲を示し、自発的な復興を今年度行っております。町においても観光の目玉でもある当施設の復興は、交流人口拡大のために必要不可欠であると認めます。経営者当人に全て任せるのではなく、町として行政ができる支援策を十分実施したうえで観光振興推進に努めるべきものと判断しております。

以上の点について、今後も当委員会の中で継続して調査を進めていきたい。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長報告は終わりました。

ただ今の委員長報告に対して、お聞きしたいことはありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

それでは、これをもって報告済みといたします。

次に、広報広聴常任委員会、目黒仁也委員長の報告を求めます。

10番、目黒仁也君。

〔広報広聴常任委員長 目黒仁也君 登壇〕

○広報広聴常任委員長（目黒仁也君） 広報広聴常任委員会所管事務報告を申し上げます。

本委員会の所管事務調査事項について、調査経過並びに結果を下記のとおり報告いたします。

調査事項。（1）議会広報広聴の充実に関する調査、（2）議会報告会並びに一般会議に関する調査、（3）議会だよりの編集及び発行に関する調査、（4）議会の開かれた情報発信の調査研究であります。

2番、調査の経過及び結果。調査事項、方法、調査日、委員については記載のとおりでございます。

3、具体的な取り組み内容。（1）調査等経過。まず6月13日、議会だより144号編集計画・役割分担について検討協議をしました。6月30日、議会だより144号の素案原稿について検討協議しました。7月7日、議会だより144号の最終校正。7月の11日、宮城県栗原市議会の議会広報視察受け入れ対応。7月の22日に議会だより144号を発行いたしております。8月の23日、山形県白鷹町議会の議会広報視察受け入れを対応してお

ります。8月の31日、茨城県牛久市議会の議会広報視察受け入れを対応しております。9月の1日、議会の日程や一般質問の内容周知のためのチラシを作成しております。9月の2日、議会の日程や一般質問の内容周知のためのチラシを発行しております。(2)議会だよりの編集及び発行に関する調査であります。議会だより144号は、新委員会体制での初広報となったが、掲載記事や役割分担などを明確にすることで定例会終了後1ヶ月以内で発行することができました。7月には議会広報クリニックを全員で受講し、読む動機となる技術的方法などについて学んでおります。今後は次年度のクリニック受講を目指して、より質の高い議会だより作成に取り組んでいきたい。(3)議会広報行政視察受け入れ調査であります。昨年度の町村議会広報全国コンクールで当町議会だよりが、言語・文章部門奨励賞を受賞したことにより、当委員会に3市町から行政視察申し込みを受け、議会だよりの編集について意見交換を行いました。日時・団体であります。一つは7月の11日、宮城県の栗原市議会編集調査特別委員会9名であります。二つ目が8月23日、山形県白鷹町議会広報特別委員会委員5名であります。8月の31日が茨城県牛久市議会広報常任委員会委員6名がおいでになっております。調査結果であります。今回、3市町が視察に来られた背景には、当町議会だよりが全国コンクールで入賞したことが第一に挙げられるが、当委員会においても前議会委員会構成時に全国のコンクール入賞町村を万遍なく視察し、議会だよりを読んでもらうための様々な手法を学んできた成果が今回の結果につながったものと思っております。今回の視察においては、視察を受ける側の立場で意見交換をしましたが、内容としては申し込みをした議会との優劣の差はほとんどなく、いかに読者に読んでもらう議会だよりを作るかの視点で共に勉強したものであります。今後も前回受賞以上の成績が修められるよう、委員全員で研鑽し合いながら、より良い議会だより作成に努めてまいります。よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長報告は終わりました。

ただ今の委員長報告に対して、何か質問したいことございませんか。

9番、鈴木征君。

○9番（鈴木 征君） 私はこの広報広聴委員会は大変な仕事だなということは常々思って、今回の144号の発行について、最終的に委員長がこの役割分担の中でいろいろと精査しながら発行する段階の時、委員長が最後に目を通して、誤記の間違いとか、そういったことを

検証されるのか。それとも議長がやるのか。そこだけお尋ねしておきたいなというふうに思います。あと申しません。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長。

○広報広聴常任委員長（目黒仁也君） まず1回目の校正については委員全員で行います。それを校正した後、最終校正につきましては正副委員長で最終的にチェックをして印刷に入っているという状況でございます。今回は一部、記載のミスがございました。それは後から訂正させていただきます。

○議長（齋藤邦夫君） ほかにございませんか。

「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

それでは、これをもって報告済みといたします。

次に、議会運営委員会、新國秀一委員長の報告を求めます。

4番、新國秀一君。

〔議会運営委員長 新國秀一君 登壇〕

○議会運営委員長（新國秀一君） 議会運営委員会管事務調査報告を行います。

本委員会の所管事務調査事項について、調査経過並びに結果を下記のとおり報告いたします。

所管事務調査事項は記載の五項目でございます。

調査の経過及び結果。(1) 調査事項、議会の運営に関する調査。議会の会議規則、委員会条例等に関する調査。議長の諮問事項に関する調査を行いました。調査方法、事務調査でございます。調査日、8月1日、9月1日、9月5日。出席委員は下記のとおりでございます。調査結果。議会の運営に関する調査。8月1日、只見町議会8月会議の開催について。議事日程について協議いたしました。とその他でございます。9月1日、只見町議会9月会議の日程等を協議いたしました。会議日程を9月6日から16日までの11日間に決定し、決算特別委員会の設置と調査方法について協議を行いました。2、諸般の報告について。3、一般質問の通告内容について協議。4、委員会所管事務調査事項の報告について。5、特別委員会の調査報告について。6、委員会、議員の提出議案について協議。7、決算特別委員会の審査について。8、全員協議会の開催と内容について協議。特別委員会の設置について。9、その他。9月5日、只見町議会9月会議の提出議案等について。執行部提出議案7件、認定

13件、報告5件。

以上でございます。

○議長（齋藤邦夫君） 委員長報告は終わりました。

ただ今の委員長報告に対して、お聞きしたいことございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（齋藤邦夫君） ありません。

それでは、これをもって報告済みといたします。

それでは、上着を着用してください。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（齋藤邦夫君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

どうもご苦勞様でした。

(午前10時58分)

